

医療センター建て替え予定地の再検討を求める陳情

【願意】

現在医療センターの建て替え用地とされている海老川上流地区土地区画整理事業予定地は、下記理由により、建て替え用地として不適当と考えるので再検討を求めます

【理由】

1. 現予定地は震災時のハザードリスク（揺れやすさ・液状化）が極めて高いこと。（資料 1）

2. 現予定地の選定は海老川上流地区土地区画整理事業の事業資金捻出を目的としていること。

令和元年 11 月 11 日に開催された第 15 回「新しい船橋市立医療センターの在り方に関する検討委員会」（以下「在り方検討委員会と記します」）において都市政策課担当者が委員に上記主旨の説明を行っている。（資料 2）

3. 他の候補地の検討を市が妨げてきたこと。

第 5 回「在り方検討委員会」（平成 28 年 3 月 30 日開催）において、 部長が船橋市開発審査会提案基準 23 にある高さ制限 10M の規制により市街化調整区域における病院建設は困難である旨委員に説明を行っている。（資料 3）

これ以降、議会においても同様の答弁が繰り返され、市街化調整区域は候補地から外されてきた。

しかし、遡って平成 27 年 7 月に現センター南側隣地の検討が行われた際の資料（資料 4）には、課題として高さ制限 10M が指摘される一方、解決策として船橋市開発審査会提案基準の改正が挙げられており、これを基に、同年 8 月から 10 月にかけて南側隣地所有者に対し売却の働きかけがなされている。

以上から、高さ制限の問題は解決可能と認識されていたことは明らかであり、その後高さ制限を理由に市街化調整区域内を候補地対象外とし、他に候補地が見つからないことを理由に現予定地以外の検討を妨げてきた市の姿勢は極めて不適切なものである。

以上